

各市町村長  
各消防補償等組合管理者  
各水防組合管理者  
水害予防組合管理者

} 様

消防団員等公務災害補償等共済基金  
常務理事 岡本 誠 司

療養費用算定基準細目の一部改正について（通知）

厚生労働省労働基準局において「労災保険における柔道整復師施術料金の算定基準等の改定について」（昭和 53 年 3 月 16 日付け基発第 154 号）及び「労災保険における「はり・きゅう及びマッサージ」の施術に係る施術料金等の取扱いについて」（昭和 57 年 5 月 11 日付け基発第 326 号－1）の一部が改正されたことに伴い、今般、療養に要する費用の算定に関する基準の改正について（昭和 63 年 9 月 1 日消基発第 305 号）別添 2 「療養費用算定基準細目」の一部を別添のとおり改正するので通知します。

なお、この改正の概要は下記のとおりですので、その取扱いに遺漏のないようお願いいたします。

記

第 1 改正の概要

1 柔道整復師の施術に要する費用の算定基準

- (1) 初診料及び電気光線療法料を引き上げたこと
- (2) その他必要な字句の整理を行ったこと

2 はり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準

- (1) 初検料を引き上げるとともに、1 術の場合と 2 術の場合で金額を分けたこと
- (2) 往療料の距離に応じた加算を削除したこと
- (3) 訪問施術料を追加したこと
- (4) 特別地域加算を追加したこと
- (5) その他必要な字句の整理を行ったこと

第 2 適用日

改正後の柔道整復師の施術に要する費用の算定基準並びにはり・きゅう及びマッサージの施術に要する費用の算定基準は、令和 6 年 10 月 1 日以降の診療に係るものから適用する。

第 3 備考

改正後の療養費用算定基準細目については、当基金ホームページの「諸規程一覧」から参照されたい。